参照条文

- ●構造耐力関係規定(現行の建築基準法、施行令)
- ●耐久性等関係規定
- ●既存建築物に対する制限の緩和(構造耐力関連、ほか)
- ●既存不適格建築物の増築等に係る確認申請手続きの円滑化について(技術的助言)
- ●建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る 認定について(技術的助言)
- ●既存の建築物に対する制限の緩和:容積率関係
- ●既存の建築物に対する制限の緩和:防火地域及び特定防災街区整備地区関係
- ●既存の建築物に対する制限の緩和:準防火地域関係
- ●新耐震基準(昭和56年時の構造耐力関係規定)
- ●建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- ●地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

構造耐力関係規定(現行の建築基準法、施行令)

建築基準法 (平成21年9月現在)

(横造耐力)

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の 各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物(高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。)又は同項第三号に掲げる建築物(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力 によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通 大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前号に定める基準に適合すること。
- 三 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)を 石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの(前号に掲げる建築物を除く。)次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。
- 四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。
 - ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

建築基準法施行令 (平成21年9月現在)

(構造方法に関する技術的基準)

第36条 法第20条第一号の政令で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、耐久性等関係規定(この条から第37条まで、第38条第1項、第5項及び第6項、第39条第1項、第41条、第49条、第70条、第72条(第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。)、第74条から第76条まで(これらの規定を第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。)、第79条(第79条の4において準用する場合を含む。)、第79条の3並びに第80条の2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)の規定をいう。以下同じ。)に適合する構造方法を用いることとする。

2 法第20条第二号イの政令で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

- 第81条第2項第一号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第4節の2まで、第5節(第67条第1項(同項各号に掲げる措置に係る部分を除く。)及び第68条第4項(これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。)を除く。)、第6節(第73条、第77条第二号から第六号まで、第77条の2第2項、第78条(プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで2以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。)及び第78条の2第1項第三号(これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。)を除く。)、第6節の2、第80条及び第7節の2(第80条の2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)を除く。)の規定に適合する構造方法
- 二 第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法
- 三 第81条第2項第二号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法
- 3 法第20条第三号 イ及び第四号 イの政令で定める技術的基準 (建築設備に係る技術的基準を除く。) は、この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

第36条の2 法第20条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- ー 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物
- 二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが20mを超えるもの
- 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又は口のいずれかに該当するもの
 - イ 地階を除く階数が4以上である建築物
 - □ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

(構造設計の原則)

第36条の3 建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、 建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安 全であるようにすべきものとする。

- 2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。
- 3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

(構造部材の耐久)

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、 防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

- 2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
- 3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。 この場合において、高さ 13m 又は延べ面積 3000㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積 1㎡につき 100kN を超える ものにあつては、基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。
- 5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。
- 6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等の緊結)

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、 風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(適用の範囲)

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

(木材)

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

(土台及び基礎)

第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建ての建築物で足固めを使用した場合(地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内においては、当該柱を基礎に緊結した場合に限る。)においては、この限りでない。

2 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、前項ただし書の規定によつて指定した区域外における平家建ての建築物で延べ面積が50 m以内のものについては、この限りでない。

(柱の小径)

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

	柱	張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が 10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、 映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が10 ㎡以内のものを除く。)若しくは公衆浴場の 用途に供する建築物の柱		左欄以外の柱	
	建築物	最上階又は階数が 1 の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が 1 の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	1/22	1/20	1/25	1/22
(2)	(1) に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	1/30	1/25	1/33	1/30
(3)	(1) 及び(2) に掲げる建築物以外の建築物	1/25	1/22	1/30	1/28

- 2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cmを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 3 法第41条 の規定によつて、条例で、法第21条第1項 及び第2項 の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を 緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。
- 4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の1/3以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。 5 階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。
- 6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。)は、150以下としなければならない。

(はり等の横架材)

第44条 はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

(筋かい)

第45条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ 1.5cm 以上で幅 9cm 以上の木材又は径 9mm 以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ 3cm 以上で幅 9cm 以上の木材を使用したものとしなければならない。

3 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕□に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。

4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行なつたときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

- 次に掲げる基準に適合するもの

- イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。)に使用する 集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。
- ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。
- ハ イ及び口に掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。
- ニ 方づえ(その接着する柱が添木等によつて補強されているものに限る。)、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの
- 3 床組及び小屋ばり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた 構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 階数が 2 以上又は延べ面積が 5 0 ㎡を超える木造の建築物においては、第 1 項の規定によつて各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類の欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積(その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあっては、当該物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積)に次の表 2 に掲げる数値(特定行政庁が第 88 条第 2 項の規定によって指定した区域内における場合においては、表 2 に掲げる数値のそれぞれ 1.5 倍とした数値)を乗じて得た数値以上で、かつ、その階(その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。)からその階の床面からの高さが 1.3 5 m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表 3 に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、国土交通大臣が定める基準に従って設置しなければならない。

表1

	軸組の種類	倍 率
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1
(2)	厚さが 1.5cm 以上で幅 9cm 以上の木材又は径 9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	-
(3)	厚さが 3cm 以上で幅 9cm 以上の木材の筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ 4.5cm 以上で幅 9cm 以上の木材の筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm 角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2) から (4) までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2) から (4) までのそれぞれの 数値の 2 倍
(7)	(5) に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5
(8)	その他 (1) から (7) までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が 定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	0.5 から 5 までの範囲内において 国土交通大臣が定める数値
(9)	(1) 又は (2) に掲げる壁と (2) から (6) までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1) 又は (2) のそれぞれの数値と (2) から (6) までのそれぞれの 数値との和

表2

<u></u>							
	階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/㎡)						
建築物	階数が1 の建築物	階数が2 の建築物 の1階	階数が2 の建築物 の2階	階数が3 の建築物 の1階	階数が3 の建築物 の2階	階数が3 の建築物 の3階	
第43条第1項の表の(1) 又は(3)に掲げる建築物	1 5	3 3	2 1	5 0	3 9	2 4	
第43条第1項の表の(2) に掲げる建築物	11	2 9	1 5	4 6	3 4	18	
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。							

表3

	区域	見付面積に乗ずる数値(単位 cm/mi)
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮して しばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地 方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1) で掲げる区域以外の区域	5 0

(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)

第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕□は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によつて補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

(外壁内部等の防腐措置等)

第49条 木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1m 以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

耐久性等関係規定(令36条第1項で規定される以下の条)

- 今36条(構造方法に関する技術的基準)
- 令36条の2 (地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)
- 令36条の3 (構造設計の原則)
- 令37条 (構造部材の耐久)
- 令38条(基礎)第1項・第5項・第6項
- 令39条 (屋根ふき材等の緊結) 第1項
- 令41条(木材)
- 令49条(外壁内部等の防腐措置等)

(条文は前述を参照)

既存の建築物に対する制限の緩和:構造耐力関連(法86条の7、令137条の2、平17国交告566号)

建築基準法

第6章 雑則

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第86条の7 第3条第2頃(第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第87条において同じ。)の規定により第20条、第26条、第27条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第30条、第34条第2項、第47条、第48条第1項から第13項まで、第51条、第52条第1項、第2項若しくは第7項、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第57条の4第1項、第57条の5第1項、第58条、第59条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第67条の2第1項若しくは第2項、第67条の2第1項若しくは第5項から第7項まで又は第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 第3条第2項の規定により第20条又は第35条(同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第87条第4項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物であつて、第20条又は第35条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 第3条第2項の規定により第28条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第29条から第32条まで、第34条第1項、第35条の3又は第36条(防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

建築基準法施行令

第8章 既存の建築物に対する制限の緩和等

(構造耐力関係)

第137条の2 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物(同条第一号に掲げる建築物及び法第86条の7第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない部分を除く。第137条の12第1項において同じ。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築 物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合 する構造方法
 - □ 第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く。)の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法(法第20条第四号に掲げる建築物である場合に限る。)
- 二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/20(50㎡を超える場合にあつては、50㎡)を超えず、かつ、 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 増築又は改築に係る部分が第3章の規定及び法第40条 の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
 - ロ 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

平成 17 年 6 月 1 日 国土交通省告示第 566 号 (平成 17 年 6 月 1 日施行 / 最終改正 平成 21 年 9 月 1 日施行)

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎 の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の2第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋 外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第1に、並びに同号口の規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準 を第2に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う 場合においては、当該基準によることができる。

第 1 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁(以下「屋根ふき材等」という。)の脱落のおそれがない建築物の構 造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイから二までに定めるところによる。
 - イ 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令(以下「令」という。)第3章(第8節を除く。)の規定及び建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
 - ロ 地震に対して、建築物全体(令第137条の14第一号に規定する部分(以下この号において「独立部分」という。)であって、増築又 は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。)が法第20条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算(それぞれ地 震に係る部分に限る。)によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げる建築物のうち木造の ものについては、建築物全体が令第 42 条、第 43 条並びに第 46 条第一項から第三項まで及び第四項(表 3 に係る部分を除く。)の 規定(平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法(以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブエ 法」という。)を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定)に適合することを確かめることによって地震に対し て構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。
 - ハ 口の規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以 上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成 18 年国土交通省告示第 1 8 5 号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。
 - 二 地震時を除き、令第82条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところによる構造計算によって建築物全体が構 造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げる建築物のうち木造のものであって、令第 46 条第四項(表 2に係る部分を除く。)の規定(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第一から第十までの規定)に適合するものについては、この限りでない
- 二 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。
 - イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第129条の2の4第三号の規定に適合すること。
 - ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第129条の2の5第1項第二号及び第三号の規定に適合すること。
 - ハ 建築物に設ける昇降機は、令第129条の4及び令第129条の5(令第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、令第129 条の6第一号並びに令第129条の8第1項の規定に適合すること。
- 三 屋根ふき材等については、昭和46年建設省告示第109号に定める基準に適合すること。
- 第2 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。
 - 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。
 - 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。)が、既存の基礎がべた基礎である場 合にあっては 1 mにつき 20kN 以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあっては 1 mにつき 30kN 以上であること。
 - 三 建築物の基礎の補強の方法は、次のイから二までのいずれにも適合するものとする。
 - イ 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。
 - (1) 打設する鉄筋コンクリート(以下この号において「打設部分」という。)の立上り部分の高さは、地上部分で30cm以上とすること。
 - (2) 打設部分の立上り部分の厚さは、12cm以上とすること。
 - (3) 打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあっては 12cm 以上とし、布基礎の補強の場合にあっては 15cm 以上とすること。
 - □ 打設部分は、立上り部分の主筋として径 12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ 1 本以上 配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。
 - ハ 打設部分は、立上り部分の補強筋として径 9mm以上の鉄筋を 30cm 以下の間隔で縦に配置したものとすること。
 - 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ 60cm 以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既 存の基礎に対する定着長さをそれぞれ 6cm 以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること。
- 四 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものと すること。
- 2 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第72条から令第76条までの規定を準用する。

既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について(技術的助言)

国住指第2153号 平成21年9月1日

各都道府県建築主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について(技術的助言)

建築確認の申請手続きの円滑化については、これまでも、関係者との密接な連携の下できめ細かな取組みの継続をお願いしているところであるが、既存不適格建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第3条第2項の規定により、建築基準法令の規定の適用を受けない建築物をいう。以下同じ。)における増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「増築等」という。)をする場合の建築確認の申請についても、下記事項に留意の上、円滑な審査に努められたい。

本技術的助言の内容については、建築主、建築士等に対しても、十分な情報提供をお願いする。

また、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記.

1. 既存不適格調書について

既存建築物の増築等について法第86条の7の適用を受ける場合にあっては、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3第1項において、建築確認に係る申請書の添付図書として同項表二第(63)項に規定する既存不適格調書を提出することとされている。

同項においては「既存建築物の基準時及びその状況に関する事項」を明示すべきこととされているが、具体的には、以下の(1)から(4)まで に掲げる図書及び書類(以下「図書等」という。)において必要な事項が示されていることを確認できれば、申請に係る建築物を既存不適格建築物 として取り扱って差し支えない。

(1) 現況の調査書

現況の建築物の状態等が分かる図書等に、以下の①から⑤までに掲げる事項が示されていること。

- ① 建築主の記名及び押印
- ② 当該調査書を作成した者の記名及び押印
- ③ 既存不適格となっている規定及びその建築物の部分(既存不適格となっている建築物の部分は具体的に明記すること。)
- ④ 既存不適格となっている建築物の部分ごとの基準時
- ⑤ 当該申請に係る増築等以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事(以下「既往工事」という。)の履歴

(2) 既存建築物の平面図及び配置図

既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示されていること。

(3) 新築又は増築等の時期を示す書類

原則として、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明(完了検査を行った機関が交付したもの。) により、新築又は増築等を行った時点を明らかとすること。

これらの書類がない場合にあっては、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の確認済証(平成 11 年4月 30 日以前に確認を受けた場合にあっては「確認通知書」。)、建築確認台帳に係る記載事項証明(建築確認を行った機関が交付したもの。)、登記事項証明書のほか、建築確認後の工事の実施を特定できるその他書類により、建築主事又は指定確認検査機関が新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができる。ただし、(1)及び(2)に掲げる書類により、新築又は増築等の時期における建築基準関係規定への適合を確かめること。

なお、建築主事又は指定確認検査機関が、法第12条第7項に規定する台帳又は法第77条の29に規定する帳簿によって、当該建築物について新築又は増築等に係る確認済証又は検査済証が交付されたことが確かめられる場合にあっては、本書類の添付を省略することとして差し支えない。

(4) 基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等

審査においては、当該建築物の用途・規模等に応じ、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な図書等の提出を求めることができる。

2. 既存不適格調書以外に必要な図書等について

既存建築物の増築等について法第86条の7の規定の適用を受ける場合にあっては、同条に規定する一定の範囲内で増築等が行われていること等を確かめる必要があるため、既存不適格調書以外にも、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の2から令第137条の15までの規定のうち、該当する規定の内容に適合することの確認に必要な図書等において、当該規定に適合することを確認する必要がある。

特に、令第137条の2第1号イの規定の適用を受ける場合にあっては、増築又は改築に係る部分の令第3章(第8節を除く。)の規定等への適合及び既存部分の耐久性等関係規定への適合を確認できる図書等に加えて、以下の(1)から(4)までに掲げる必要な図書等により、令第137条の2第1号イの規定に適合することを確認する必要がある。

また、これらの図書等の作成は原則として建築士によるものであると考えられるが、特に、建築士以外の者によるものについては、当該図書等と 建築物の現況の整合を現地確認するなど、確実な審査を行わなければならない。

- (1) 構造計算書(法第20条第2号イ後段及び第3号イ後段に規定する構造計算に係るもの)
- (2) 釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準に適合することを示す図書等(令第42条、第43条、第46条等関係(法第20条第4号に掲げる建築物のうち木造のものの場合))
- (3) 既存部分の耐震診断書(構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合するものであることを確認することにより耐震診断を行う場合には、写真等により、構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を確認すること。)
- (4) 平成 17 年国土交通省告示第 566 号第1 の規定に適合することを確認するために必要な図書等

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について(技術的助言)

国住指第2072号平成21年9月1日

各都道府県知事殿

国土交通省住宅局長

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について(技術的助言)

平成18年国土交通省告示第184号別添(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。) 第一本文ただし書の規定に基づき、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法について、 別添のとおり認定したので、通知する。この方法の運用にあたっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。 また、貴職におかれては、関係市町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。以下同じ。)に適合するものであることを確認することについて

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「新耐震基準」という。)に適合するものであることを確認することは、建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第1号又は第2号に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法である。なお、新耐震基準のうち構造部材の耐久等に係る規定に適合するものであることの確認にあたっては、現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を直接確認した上で行うこと。

(別添)

認定書

平成18年国土交通省告示第184号別添(建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。)第一本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力があるものと認める。この場合において、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法は、対応する告示の規定の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力があるものとする。

平成21年9月1日

国土交通大臣金子一義

表

耐震診断の方法	対応する告示の規定
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における	指針第1第一号及び第二号
建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっ	
ては、地震に係る部分に限る。) に限る。) に適合するものであることを確認すること。	
ることを確認すること。	

既存の建築物に対する制限の緩和:容積率関係 (令 137条の8)

(容積率関係)

第137条の8 法第3条第2項の規定により法第52条第1項、第2項若しくは第7項又は法第60条第1項(建築物の高さに係る部分を除く。)の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に第2条第1項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(以下この条において「自動車車庫等」という。)の用途に供するものであること。
- 二 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超 えないものであること。
- 三 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の 1/5 (改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の 1/5 を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計)を超えないものであること。

既存の建築物に対する制限の緩和:防火地域及び特例防災街区整備地区関係(令137条の10)

(防火地域及び特例防災街区整備地区関係)

第137条の10 法第3条第2項の規定により法第61条 又は法第67条の2第1項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)は、50㎡を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡を超えないこと。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

既存の建築物に対する制限の緩和:準防火地域関係(令137条の11)

(準防火地域関係)

第137条の11 法第3条第2項の規定により法第62条第1項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)は、50㎡を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が2以下であること。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

新耐震基準(昭和56年時の構造耐力関係規定)

建築基準法 (昭和56年時のもの)

(構造耐力)

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。 2 第6条第1項第二号又は第三号に揚げる建築物に関する設計図書の作成にあたっては、構造計算によって、その構造が安全である事を確かめなければならない。

建築基準法施行令 (昭和56年時のもの)

(構造設計の原則)

第36条 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

- 2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、つりあいよく配置すべきものとする。
- 3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の障害となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靭性をもたすべきものとする。

(構造部材の耐久)

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、 防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

- **2** 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 3 高さ13m又は延べ面積3000㎡をこえる建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき10tをこえるものの基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端)は、良好な地盤に達していなければならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- **4** 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。
- 5 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等の緊結)

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風 圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び野外に面する帳壁は、建設大臣の定める基準に従って安全上支障のないようにしなければならない。(関連 = 昭和46年建設省告示第109号)

(屋上から突出する水槽等)

第39条の2 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、建設大臣の定める基準に従って地震その他も震動及び衝撃に対して構造 耐力上安全なものとしなければならない。

(適用の範囲)

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

(木材)

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

(土台及び基礎)

第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建の建築物で足固めを使用した場合(特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内においては、当該柱を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結した場合に限る。)においては、この限りでない。

2 土台は、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎(前項の区域内においては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎)に緊結しなければならない。ただし、当該区域外における平家建の建築物で延べ面積が50m以上のものについては、この限りでない。

(柱の小径

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。)を考慮した構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

柱		張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が 10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、 映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が10 ㎡以内のものを除く。)若しくは公衆浴場の 用途に供する建築物の柱		左欄以外の柱	
	建築物	最上階又は階数が 1 の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が 1 の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これらに類 する壁の重量が特に大きい建築物	1/22	1/20	1/25	1/22
(2)	(1) に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、石綿スレート、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	1/30	1/25	1/33	1/30
(3)	(1) 及び(2) に掲げる建築物 以外の建築物	1/25	1/22	1/30	1/28

- 2 地階を除く階数が 2 をこえる建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、1 3 . 5 cm を下ってはならない。
- 3 法第41条の規定によって、条例で、法第21条第1項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は同項の規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。
- 4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の1/3以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。
- 5 階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。
- 6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細身比は、150以下としなければならない。

(はり等の横架材)

第44条 はり、けた、その他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

(筋かい)

第45条 引っぱり力を負担する筋かいは、厚さ 1.5 cm で幅9 cm の木材若しくは径9 mmの鉄筋を使用したもの又はこれらと同等以上の耐力を有すものとしなければならない。

- 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cmで幅9cmの木材を使用したもの又はこれと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その端部を柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。
- **4** 筋かいには、欠け込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組をつりあいよく配置しなければならない。ただし、方づえ(その接着する柱が添木等によって補強されているものに限る。)、控柱又は控壁があって構造耐力上支障がない場合においては、この限りでない。

- **2** 床組及び小屋ばり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 3 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定によって各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組は、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類の欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表二に掲げる数値(特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、表二に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値)を乗じて得た数値以上で、かつ、その階(その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積(張り間方向またはけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。)からその階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表1

	軸 組 の 種 類	倍 率
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組厚さが 1.5cm 以上で幅 9cm の木材若しくは径 9 mmの鉄筋又はこれらと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	1
(3)	厚さ 3cm で幅 9cm の木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ 4.5cm で幅 9cm の木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm 角の木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2) から (4) までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2) から (4) までのそれぞれの 数値の 2 倍
(7)	(5) に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5
(8)	その他建設大臣が (1) から (7) までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものと認めて定める軸組を受けたもの (→次頁参照)	0.5 から 5 までの範囲内において 建設大臣が定める数値
(9)	(1) 又は (2) に掲げる壁と (2) から (6) までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1) 又は (2) のそれぞれの数値と (2) から (6) までのそれぞれの 数値との和

表2

1X.C						
	階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/mi)					
建築物	階数が1 の建築物	階数が2 の建築物 の1階	階数が2 の建築物 の2階	階数が3 の建築物 の1階	階数が3 の建築物 の2階	階数が3 の建築物 の3階
第43条第1項の表の(1) 又は(3)に掲げる建築物	1 5	3 3	2 1	5 0	3 9	2 4
第43条第1項の表の(2) に掲げる建築物	11	29	15	4 6	3 4	18
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。						

表3

	区域	見付面積に乗ずる数値(単位 cm/㎡)
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮して しばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1) で掲げる区域以外の区域	5 0

(構造耐力上主要な部分である継ぎ手又は仕口)

第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕□は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他これらに類する構造方法によりその部分存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

(外壁内部等の防腐処置等)

第49条 木造の外壁のうち、鉄鋼モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1 m 以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、 しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。 関連告示 (昭和56年時のもの)

建築基準法施行令第46条第3項表一(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上以上の耐力を有する軸組 及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件(昭和56年建設省告示第1100号)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第3項表一(8)項の規定に基づき、同表(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第46条第3項表一(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の 各号に定めるものとする。

- 一. 別表(い)欄に掲げる材料を、(ろ)欄に掲げる方法によって柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組(材料を継合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、けた若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。)
- 二. 厚さ1.5cm以上で幅4.5cm以上の木材を31cm以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ(日本工業規格(以下「JIS」という。) A5508-1975 (鉄丸くぎ)に定めるN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた胴縁に、別表(い)欄に掲げる材料をくぎ(JIS A5508-1975 (鉄丸くぎ)に定めるN32又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた壁(くぎの間隔が15cm以下のものに限る。)を設けた軸組
- 三、前二号に掲げる壁のうち二を併用した軸組
- 四、第一号又は二号に掲げる壁と令第46条第3項表一(1)項に掲げる壁又は同表(2)項から(6)項までに掲げる節かいとを併用した軸組
- 五. 第一号又は二号に掲げる壁、令第46発第3項表一(1)項に掲げる壁及び同表(2)項から(6)項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 六、第一号及び第二号に掲げる壁のうち二と令第46発第3項表一(2)項から(6)項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 七. 前各号に掲げるもののほか、建設大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組
- 第2 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。
- 一. 第1第一号に定める軸組にあっては、当該軸組について別表(は)欄に掲げる数値
- 二. 第1第二号に定める軸組にあっては、0.5
- 三. 第1第三号に定める軸組にあっては、併用する壁のそれぞれを設けた軸組の前二号に掲げるそれぞれの数値の和
- 四、第1第四号から第六号までに定める軸組にあっては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号若しくは第二号又は令第46条第 3項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は5)
- 五. 第1条第七号に定める軸組にあっては、当該軸組にあっては、当該軸組について建設大臣が定めた数値

別表

	(い)		(は)	
	A.A. Med	< 5	ぎ打の方法	/++ -
	材料	くぎの種類	くぎの間隔	倍率
(1)	構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和51年農林省告示第894号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁(以下この表において「屋外壁等」という。)に用いる場合は特類に限る。)で、厚さが5mm(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、7.5mm)以上のものに限る。)			2.5
(2)	パーティクルボード (JISA 5908—1979 (パーティクルボード) に定める200タイプ又は150タイプで厚さが12mmル以上のものに限る。)	N 5 0		
(3)	ハードボード (JIS A 5 9 0 7 - 1 9 7 7 (硬質繊維板) に 定める 4 5 0 又は 3 5 0 で厚さが 5 mm以上のものに限る。)			
(4)	硬質木片セメント板 (JIS A 5 4 1 7 - 1 9 7 9(木片セメント板)に定める0.9Cで厚さが12mm以上のものに限る。)			
(5)	フレキシブル板 (JIS A 5 4 0 3 - 1 9 8 0 (石綿スレート) に定めるフレキシブル板で厚さが 6 mmル以上のものに限る。)		1 5 cm 以下	
(6)	石綿セメントパーライト板 (JIS A 5 4 1 3- 1 9 7 9 (石綿セメントパーライト板) に定める 0.8—P 又は 0.8—P・A で厚さが 1 2㎜以上のものに限る。)			2
(7)	石綿けい酸カルシウム板(JIS A 5 4 1 8 - 1 9 7 9(石綿けい酸カルシウム板)に定める 1.0—CK で厚さが 8 mm以上のものに限る。)	G N 4 0		
(8)	炭酸マグネシウム板 (JIS A 6 7 0 1 - 1 9 7 9 (炭酸マグネシウム板) に定める 0.8 で厚さが 1 2 mm以上のものに限る。)			
(9)	パルプセメント板(JIS A 5 4 1 4 - 1 9 7 8(パルプセメント板)に適合するもので厚さが 8 mm以上のものに限る。)			1.5
(10)	せっこうボード(JIS A 6 9 0 1 - 1 9 7 9(せっこうボード) に適合するもので厚さが 1 2 mm以上のものに限る。)(屋外 壁等以外に用いる場合に限る。)			
(11)	シージングボード (JIS A 5905-1979 (軟質繊維板) に定めるシージングインシュレーションボードで厚さが 12mm以上のものに限る。)	SN40	1 枚の壁材につき外周部 は1 0 cm 以下、その他 の部分は20 cm 以下	1
(12)	ラスシート(JIS A 5 5 2 4 - 1 9 7 7(ラスシート)に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが 0.4 mm以上、メタルラスの厚さが 0.6 mm 以上のものに限る。)	N 3 8	15cm以下	

- ー この表において、N 3 8 及び N 5 0 は、それぞれ JIS A 5 5 0 8 1 9 7 5(鉄丸くぎ)に定める N 3 8 及び N 5 0 又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。
- 二 この表において、GN 40及びSN 40は、それぞれ次の表に掲げるもの又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

くぎの種類	長さ	外 径	頭 径	備考
G N 4 0	3 8 mm	2.3 mm		JISH 8 6 1 0 - 1 9 7 7 (電 気亜鉛メッキ) に定める電気 亜鉛メッキを施したもの
S N 4 0	3 8 mm	3.0mm	1 1 mm	

三 表中 (い) 欄に掲げる材料を地面から 1 m 以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による 害を防ぐための措置を講ずるものとする。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平18 国交告 184号)

(別添)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項 【木造部分を抜粋】

第1 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第1条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)、屋根ふき材等(屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。)及び建築設備(建築基準法第2条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ行うものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分(以下「木造の建築物等」という。)にあっては第一号、第三号及び第四号に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分(第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。)にあっては第二号から第四号までにそれぞれ適合する場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

- 一. 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイから八までに定めるところによりそれぞれ求め、別表第1により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。
 - イ、建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、Iw、Pd及びQrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Iw 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標
- Pd 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力(以下「保有耐力」という。)を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組(以下「壁等」という。)の強さ及び配置を考慮して口に定めるところにより算出した数値(単位 kN)
- Qr 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値(単位 kN)
- 口. イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向のPdは、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力(令第82条の4に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。)及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e)E$$

この式において、Pd、Pw、Pe及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Pd イに定めるPdの数値(単位 kN)

- Pw 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値(単位 kN)。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第46条第4項表1の軸組の種類の欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に1.96を乗じた数値(別表第2の軸組の種類の欄に掲げる国土にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。)(以下「壁強さ倍率」という。)に当該軸組の長さ(単位 m)を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあっては別表第3-1、地階を除く階数が2の建築物の1階並びに地階を除く階数が3の建築物の1階及び2階にあっては別表第3-2の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び即部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。
- Pe 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、小に定める()rの数値に0.25を乗じた数値とする(単位 kN)。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。
- E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第4の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

ハ. イに定める建築物の各階の Qr は、次の式によって得られる数値(1階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で2階又は3階が木造である 建築物の木造部分の階の Qr にあっては、同式によって得られる数値を 1.2 倍した数値)とする。ただし、令第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$

- この式において、Qr、Af、Cr、Ws、Z、Cd及びCgは、それぞれ次の数値を表すものとする。Qr イに定めるQr の数値(単位 kN)
- Cr 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第5の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値(単位 kN/m)
- Ws 令第86条第2項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物に あっては、同条第3項に規定する垂直積雪量(単位 m)に0.26を乗じた数値、それ以 外の建築物にあっては零(単位 kN/m)
- Af 当該階の床面積(単位 ㎡)
- Z 令第88条第1項に規定するZの数値
- Cd 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが4m未満の建築物であって、 地階を除く階数が2の建築物の1階又は地階を除く階数が3の建築物の1階若しくは2 階の場合には1.13、その他の場合には1
- Cg 令第88条第2項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が 指定する区域内における建築物にあっては1.5、それ以外の建築物にあっては1

地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平18国交告185号)

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第3項第一号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に 定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附目

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 120 号)の施行の日(平成 18 年 1 月 26 日)から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2090号は、廃止する。

<建築確認申請手続きの運用改善に伴う 建築基準法・国土交通省告示 新旧対照表>

1. 建築基準法施行規則 第3条の2 改正新旧対照表

2. 建築基準法施行規則 第1条の3 改正新旧対照表

3. 平成19年国土交通省告示835号 改正新旧対照表

第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

- 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の 長さの変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68 条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷 地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接 する道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されな い場合に限る。)及び変更後の敷地が道路に接する部分の長 さが2メートル(条例で規定する場合にあつてはその長さ) 以上である場合に限る。)
- 二 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変 更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除か れる場合を除く。)
- 三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変 更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築 物に係るものを除く。)
- 四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変 更
- 五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)
- 六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又は口に掲げるものを除く。)
 - イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの
 - ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の 建築物に係るもの
- 七 用途の変更 (令第137条の17で指定する類似の用途相互間 におけるものに限る。)
- 八 構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、 屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。) の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以 外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び 当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算 によって確かめられる安全性を有するものに限る。)
- 九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更 (変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び 強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に 掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄 に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)
- + 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、 内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、 広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しく は当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料 若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造 を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造 造とする変更に限る。)又は位置の変更(間仕切壁にあって

第3条の2 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものとする

- 敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあつては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。)及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2メートル(条例で規定する場合にあつてはその長さ)以上である場合に限る。)
- 一 敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)
- 三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変 更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築 物に係るものを除く。)
- 四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変 軍
- 五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)
- 六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又は口に掲げるものを除く。)
 - イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの
 - ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の 建築物に係るもの
- 七 用途の変更(令第137条の17で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)
- 八 構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、 屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。) の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以 外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び 当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算 によって確かめられる安全性を有するものに限る。)
- 九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更 (変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び 強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に 掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄 に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)
- + 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、 内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、 広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しく は当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料 若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造 を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造 造とする変更に限る。)又は位置の変更(間仕切壁にあって

新	I E	

は主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。)

+- 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる 材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変 更(第九号及び前号に係る部分の変更を除く。)

更 (第九号及び前号に係る部分の変更を除く。) 不燃材料 不燃材料 準不燃材料 不燃材料又は準不燃材料 難燃材料 不燃材料、準不燃材料又は難燃 材料 耐火構造 耐火構造 準耐火構造 耐火構造又は準耐火構造 防火構造 耐火構造、準耐火構造又は防火 令第109条の3第一号の 耐火構造、準耐火構造又は令第 技術的基準に適合する構 109条の3第一号の技術的基準 に適合する構造 令第109条の3第二号ハ 耐火構造、準耐火構造又は令第 の技術的基準に適合する 109条の3第二号ハの技術的基 準に適合する構造 構造 令第113条第1項第三号 耐火構造、準耐火構造又は令第 の技術的基準に適合する 113条第1項第三号の技術的基 準に適合する構造 構浩 令第115条の2第1項第 耐火構造、準耐火構造又は令第 四号の技術的基準に適合 115条の2第1項第四号の技術 する構造 的基準に適合する構造 令第115条の2の2第1 耐火構造、準耐火構造又は令第 項第四号ハの技術的基準 115条の2の2第1項第四号ハ に適合する構造 の技術的基準に適合する構造 法第23条の技術的基準に 耐火構造、準耐火構造、防火構 造又は法第23条の技術的基準に 適合する構造 適合する構造 法第63条の技術的基準に 法第63条の技術的基準に適合す 適合する構造 る構造 法第22条第1項の技術的 法第63条の技術的基準に適合す 基準に適合する構造 る構造又は法第22条第1項の技 術的基準に適合する構造 特定防火設備 特定防火設備 会第114条第5項におい 特定防火設備又は令第114条第 5項において準用する令第112 て準用する令第112条第 16項の技術的基準に適合 条第16項の技術的基準に適合す る防火設備 する防火設備 法第2条第九号の二口の 特定防火設備、令第114条第5項 技術的基準に適合する防 において準用する令第112条第 火設備 16項の技術的基準に適合する防 火設備又は法第2条第九号の二 口の技術的基準に適合する防火 設備

注第61冬の甘海的甘油に

は主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。) +- 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる 材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変 更(第九号及び前号に係る部分の変更を除く。)

不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃 材料
耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火 構造
令第109条の3第一号の 技術的基準に適合する構 造	耐火構造、準耐火構造又は令第 109条の3第一号の技術的基準 に適合する構造
令第109条の3第二号ハ の技術的基準に適合する 構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 109条の3第二号ハの技術的基 準に適合する構造
令第113条第1項第三号 の技術的基準に適合する 構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 113条第1項第三号の技術的基 準に適合する構造
令第115条の2第1項第 四号の技術的基準に適合 する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 115条の2第1項第四号の技術 的基準に適合する構造
令第115条の2の2第1 項第四号ハの技術的基準 に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 115条の2の2第1項第四号ハ の技術的基準に適合する構造
法第23条の技術的基準に 適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構 造又は法第23条の技術的基準に 適合する構造
法第63条の技術的基準に 適合する構造	法第63条の技術的基準に適合す る構造
法第22条第1項の技術的 基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5項におい て準用する令第112条第 16項の技術的基準に適合 する防火設備	特定防火設備又は令第114条第 5項において準用する令第112 条第16項の技術的基準に適合す る防火設備
法第2条第九号の二ロの 技術的基準に適合する防 火設備	特定防火設備、令第114条第5項 において準用する令第112条第 16項の技術的基準に適合する防 火設備又は法第2条第九号の二 ロの技術的基準に適合する防火 設備
注笛G1冬の甘海的甘油に	供空陆ル辺儘 全第114条第5 佰

供宁陆小弘借 △第114条第5百

	新		旧
適合する防火設備	において準用する令第112条第 16項の技術的基準に適合する防 火設備、法第2条第九号の二ロ の技術的基準に適合する防火設 備又は法第64条の技術的基準に 適合する防火設備	適合する防火設備	において準用する令第112条第 16項の技術的基準に適合する防 火設備、法第2条第九号の二ロ の技術的基準に適合する防火設 備又は法第64条の技術的基準に 適合する防火設備
令第20条の5第1項第四 号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において 単に「第二種ホルムアル デヒド発散建築材料」という。)	令第20条の5第1項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)以外の建築材料	令第20条の5第1項第四 号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)	令第20条の5第1項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)以外の建築材料
令第20条の5第1項第四 号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において 単に「第三種ホルムアル デヒド発散建築材料」という。)	第一種ホルムアルデヒド発散建 築材料及び第二種ホルムアルデ ヒド発散建築材料以外の建築材 料	令第20条の5第1項第四 号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)	第一種ホルムアルデヒド発散建 築材料及び第二種ホルムアルデ ヒド発散建築材料以外の建築材 料
第一種ホルムアルデヒド 発散建築材料、第二種ホ ルムアルデヒド発散建築 材料及び第三種ホルムア ルデヒド発散建築材料以 外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建 築材料、第二種ホルムアルデヒ ド発散建築材料及び第三種ホル ムアルデヒド発散建築材料以外 の建築材料	第一種ホルムアルデヒド 発散建築材料、第二種ホ ルムアルデヒド発散建築 材料及び第三種ホルムア ルデヒド発散建築材料以 外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建 築材料、第二種ホルムアルデヒ ド発散建築材料及び第三種ホル ムアルデヒド発散建築材料以外 の建築材料

- +二 井戸の位置の変更 (くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。)
- +三 開口部の位置及び大きさの変更(次のイからニまでに掲げるものを除く。)
 - イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る 変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの
 - ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火 地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外 のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそ れのある部分にある外壁の開口部に該当することとなる もの
 - ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を 受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲 げるもの
 - (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1 項の歩行距離が長くなるもの
 - (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの
 - 二 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
- 十四 天井の高さの変更
- +五 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する 材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- 2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の軽微な変更 は、次に掲げるものであって、変更後も建築設備の計画が建築 基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

- +二 井戸の位置の変更(くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。)
- +三 開口部の位置及び大きさの変更(次のイから二までに掲げるものを除く。)
 - イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る 変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの
 - ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火 地域内にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外 のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそ れのある部分にある外壁の開口部に該当することとなる もの
 - ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を 受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲 げるもの
 - (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの
 - (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの
 - 一 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
- 十四 天井の高さの変更
- **十五** 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する 材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- 2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の軽微な変更 は、次に掲げるものであって、<u>安全上、防火上及び避難上の危</u> 険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が

旧

- 第1条の3第4項の表一の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更
- 二 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- 3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建 築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。
 - 第3条第1項の表一の配置図における当該工作物の位置 の亦画
 - 二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材及び当該部材に接する部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)
 - 三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更 (変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び 強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十一号の表の 上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表 の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)
 - 四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、 内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、 広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料 若しくは構造の変更(第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる 材料又は構造とする変更に限る。)又は位置の変更
 - 五 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- 4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変 更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築 基準関係規定に適合することが明らかなものとする。
 - 築浩面積が減少する場合における当該面積の変更
 - 二 高さが減少する場合における当該高さの変更

高くならないものとする。

- 第1条の3第4項の表一の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更
- 二 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- 3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、安全上、防火上及び避難上 の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の 度が高くならないものとする。
 - 第3条第1項の表一の配置図における当該工作物の位置 の変更
 - 二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)
 - 三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更 (変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び 強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十一号の表の 上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表 の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)
 - 四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、 内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、 広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料 若しくは構造の変更(第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる 材料又は構造とする変更に限る。)又は位置の変更
 - 五 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
- 4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、安全上、防火上及び避難上の 危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度 が高くならないものとする。
 - 築造面積が減少する場合における当該面積の変更
 - 二 高さが減少する場合における当該高さの変更

第1条の3 確認申請書の様式

(確認申請書の様式)

法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表二の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 別記第二号様式による正本1通及び副本1通 (構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本2通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)
 - イ 次の表一の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)
 - ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物 である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定 める図書及び書類
 - (1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項の (ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の (1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじ め安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係 る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(1)項の(ろ)欄並びに次の表五の(1)項、(4) 項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものない。
 - (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及 び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であ ると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合にお いては、次の表三の各項の(ろ)欄及び次の表五の(2)項の (ろ)欄に掲げる構造計算書に代えて当該認定に係る認定 書の写し及び当該構造であることを確かめることができ るものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書 とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ) 欄及び表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算の計算書 を除く。)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物につい て法第20条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログ ラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、 当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構 造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以 下同じ。) に入力した構造設計の条件並びに構造計算の 過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁 気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ

第1条の3 確認申請書の様式 (確認申請書の様式)

法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表二の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は10表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

旧

- 別記第二号様式による正本1通及び副本1通 (構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本2通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)
 - イ 次の表一の各項に掲げる図書(用途変更の場合において は同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじ め安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る 場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいて は同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを 除く。)
 - ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物 である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定 める図書及び書類
 - (1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項の (ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の (1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじ め安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係 る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにお いては表二の(1)項の(ろ)欄並びに次の表五の(1)項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)
 - (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及 び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であ ると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合にお いては、次の表三の各項の(ろ)欄及び次の表五の(2)項の (ろ)欄に掲げる構造計算書に代えて当該認定に係る認定 書の写し及び当該構造であることを確かめることができ るものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書 とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ) 欄及び表五の(2)項の(ろ)欄に掲げる構造計算の計算書 を除く。)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物につい て法第20条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログ ラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、 当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構 造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以 下同じ。) に入力した構造設計の条件並びに構造計算の 過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁 気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ

る物をいう。以下同じ。) 並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

- (i) 次の表三の各項の(い)欄上段((2)項にあっては(い) 欄) に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造 計質書
- (ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第 2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第 3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの
- (3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に 掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないこと その他の理由により、提出を求める場合に限る。)
- 二 別記第三号様式による建築計画概要書
- 三 代理者によって確認の申請を行う場合にあつては、当該代 理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)
- 四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、 一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免 許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若し くは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。) の写し
- 五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第五号及び第3条第3項第五号において同じ。)にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書(第4項第五号及び第3条第3項第五号において「証明書」という。)の写し。ただし、法第20条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。
- 六 申請に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士 又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士配写し

る物をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

旧

- (i) 次の表三の各項の(い)欄上段((2)項にあっては(い) 欄) に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造 計算書
- (ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第 2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第 3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各 項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国 土交通大臣が定めるもの
- (3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に 掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないこと その他の理由により、提出を求める場合に限る。)
- 二 別記第三号様式による建築計画概要書
- 三 代理者によって確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)
- 四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許正明書、二級建築士免許証明書者しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し
- 五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第五号及び第3条第3項第五号において同じ。)にあつては、同法第20条第2項に規定する証明書(第4項第五号及び第3条第3項第五号において「証明書」という。)の写し。ただし、法第20条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物にあつては、証明書の写しの一部である構造計算書を要しないものとする。
- ↑ 申請に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行った構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し

	(い)		(3)	
			図書の書類	明示すべき事項
(9)	法第27 条の規 定が適 用される 建築物	本文の	各階平面図 耐火構造等の構 造詳細図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これら に類するものの位置及び高さ 主要構造部及び防火設備の断 面の構造、材料の種別及び寸 法
		法第27 条第1項	配置図	敷地内における通路の位置及 び幅員
		ただし書 の 規 定 が適用さ れ る 築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 避難上有効なバルコニーの位置
			5型 ロトシャ型	全第115条の9の9第1百第 3早

	(い)		(3)					
			図書の書類	明示すべき事項				
(9)	法第27 条の規 定が適 用される 建築物	見 条第1項	各階平面図	開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これら に類するものの位置及び高さ				
	物		耐火構造等の構 造詳細図	主要構造部及び防火設備の関面の構造、材料の種別及びで法				
		法 第 27 条第1項	配置図	敷地内における通路の位置及 び幅員				
		ただし書 の 規 定	各階平面図	開口部及び防火設備の位置				
		が適用さ れる建		耐力壁及び非耐力壁の位置				
	築物			避難上有効なバルコニーの位 置				
			0보니 ٢٧수보	合第115条の9の9第1項第二旦				

新										旧	
				図	に規定する窓その他の開口部 の構造					図	に規定する窓その他の開口部 の構造
			27 項 定	耐火構造等の構 造詳細図 各階平面図	令第115条の2の2第1項第一号 に規定する部分、令第115条の2 の2第1項第四号ハに規定する ひさしその他これに類するもの 及び防火設備の断面の構造、材 料の種別及び寸法 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置			法第2条 の規	2項 定	耐火構造等の構 造詳細図 各階平面図	令第115条の2の2第1項第一号 に規定する部分、令第115条の2 の2第1項第四号ハに規定する ひさしその他これに類するもの 及び防火設備の断面の構造、 材料の種別及び寸法 開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置
		が適月 れる 築物			外壁、そで壁、塀その他これら に類するものの位置及び高さ			が適用れる築物			外壁、そで壁、塀その他これら に類するものの位置及び高さ
			ı	耐火構造等の構 造詳細図	削除 主要構造部、軒裏、天井及び防 火設備の断面の構造、材料の 種別及び寸法					耐火構造等の構 造詳細図	防火区画の位置及び面積 主要構造部、軒裏、天井及び防 火設備の断面の構造、材料の 種別及び寸法
						_					
3	(k v)			(3)		3	(k v)			(3)	
				構造計算書の種類	明示すべき事項			(1)		構造計算書の種類	明示すべき事項
(1)	令第81条 第一号イ 定する保	に規	共通事	<u>削除</u>	削除	(1)	令第81条 第一号イ 定する保	テイに規 通		国土交通大臣が 定める様式による 構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式に よる構造計算概要書に記載す べき事項
	平耐力計 より安全性 かめた建翁	上を確	で 項	上を確	項	構造計算チェック リスト	プログラムによる構造計算を行う 場合において、申請に係る建築 物が、当該プログラムによる構 造計算によって安全性を確か めることのできる建築物の構造 の種別、規模その他のプログラ ムの使用条件に適合するかどう かを照合するための事項				
(2)	令第81条第 号ロに規 界耐力計算	定する	限	<u>削除</u>	<u>削除</u>	(2)	令第81条 一号ロに 限界耐力	規定す	っる	国土交通大臣が 定める様式による 構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式に よる構造計算概要書に記載す べき事項
	界耐力計算により安全性を確かめた建築物		.建	構造計算チェック リスト	プログラムによる構造計算を行う 場合において、申請に係る建築 物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確か めることのできる建築物の構造 の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどう かを照合するための事項		安全性を建築物	可解により		構造計算チェック リスト	プログラムによる構造計算を行う 場合において、申請に係る建築 物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確か めることのできる建築物の構造 の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどう かを照合するための事項
(3)	令第81条81 項第二号る 規定する 成力 大力 度安全 により か 物	·イに 許容 計算 :性を	共 通 事 項	削除 構造計算チェック リスト	削除 プログラムによる構造計算を行う 場合において、申請に係る建築 物が、当該プログラムによる構 造計算によつて安全性を確か めることのできる建築物の構造 の種別、規模その他のプログラ ムの使用条件に適合するかどう かを照合するための事項	(3)	項第二号 規定する 応力度等 により安全	頁第二号イに 規定する許容 芯力度等計算 こより安全性を 確かめた建築	イに 通 F容 事 十算 項 生を	国土交通大臣が 定める様式による 構造計算概要書 構造計算・チェック リスト	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項 プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項

新			旧					
項に規定する 令第82条各号 及び令第82条 の4に定めると ころによる構造 計算により安 全性を確かめ た建築物	削除 プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	(4)	令第81条第3 項に規定する 令第82条各号 及び令第82条 の4に定めると ころによる構造 計算により安 全性を確かめ た建築物	共通事項	国土交通大臣が 定める様式による 構造計算概要書 構造計算チェック リスト	国土交通大臣が定める様式に よる構造計算概要書に記載す べき事項 プログラムによる構造計算を行う 場合において、申請に係る建築 物が、当該プログラムによる構 造計算によって安全性を確か めることのできる建築物の構造 の種別、規模その他のプログラ ムの使用条件に適合するかどう かを照合するための事項		

- 4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画 に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定 による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする
 - 七 申請に係る建築物が建築士法第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士 又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士の正の写し
- 4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画 に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定 による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする
 - 七 申請に係る建築物が建築士法第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士 又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士配の写し

	(い)	(ろ)			(い)	(3)	
		図書の書類	明示すべき事項			図書の書類	明示すべき事項
(1) 法第28条第2項から 第4項までの規定が 適用される換気設備	第4項までの規定が	各階平面図	居室に設ける換気のための窓 その他の開口部の位置及び面 積	(1)	法第28条第2項から 第4項までの規定が 適用される換気設備	各階平面図	居室に設ける換気のための その他の開口部の位置及び 積
		給気機又は給気口の位置				給気機又は給気口の位置	
		排気機若しくは排気口、排気 筒又は煙突の位置				排気機若しくは排気口、排 筒又は煙突の位置	
			かまど、こんろその他設備器具 の位置、種別及び発熱量				かまど、こんろその他設備器 の位置、種別及び発熱量
			火を使用する室に関する換気 経路				火を使用する室に関する換 経路
			中央管理室の位置				中央管理室の位置
		2面以上の断面	給気機又は給気口の位置			2面以上の断面	給気機又は給気口の位置
			排気機若しくは排気口、排気 筒又は煙突の位置			図	排気機若しくは排気口、排 筒又は煙突の位置
		換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量			換気設備の仕様	換気設備の有効換気量
			中央管理方式の空気調和設備 の有効換気量			書	中央管理方式の空気調和設 の有効換気量
		換気設備の構造 詳細図	火を使用する設備又は器具の 近くの排気フードの材料の種別			換気設備の構造 詳細図	火を使用する設備又は器具 近くの排気フードの材料の種
		給気口及び排気 口の有効開口面 積等を算出した				ロの有効開口面 積等を算出した	給気口の有効開口面積又は 気筒の有効断面積及びその 出方法
		際の計算書	排気口の有効開口面積又は排 気筒の有効断面積及びその算 出方法			際の計算書	排気口の有効開口面積又は 気筒の有効断面積及びその 出方法
			煙突の有効断面積及びその算 出方法				煙突の有効断面積及びその 出方法
			給気口の中心から排気筒の頂 部の外気に開放された部分の 中心までの高さ				給気口の中心から排気筒の 部の外気に開放された部分 中心までの高さ

		新				旧	
(2)	法第28条の2第三号 の規定が適用される	各階平面図	中央管理室の位置	(2)	法第28条の2第三号 の規定が適用される	各階平面図	中央管理室の位置
	換気設備	及び令第20条の8第2項に規定 するホルムアルデヒドの発散に よる衛生上の支障がないように するために必要な換気を確保 することができる居室の構造方 法	換気設備		令第20条の7第1項第二号の表 及び令第20条の8第2項に規定 するホルムアルデヒドの発散に よる衛生上の支障がないように するために必要な換気を確保 することができる居室の構造方 法		
		換気設備の構造 詳細図	令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデビドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法 令第20条の8第1項第一号イ(3)、口(3)及びハに規定するホルムアルデビドの発散による衛生上の支障がないようにするた			換気設備の構造詳細図	令第20条の7第1項第二号の表 及び令第20条の8第2項に規定 するホルムアルデヒドの発散に よる衛生上の支障がないように するために必要な換気を確保 することができる居室の構造方 法 令第20条の8第1項第一号イ (3)、口(3)及びハに規定するホ ルムアルデヒドの発散による衛 生上の支障がないようにするた
			めに必要な換気を確保すること ができる換気設備の構造方法				かに必要な換気を確保すること ができる換気設備の構造方法
		給気機又は排気 機の給気又は排 気能力を算定し	給気機又は排気機の給気又は 排気能力及びその算出方法			給気機又は排気 機の給気又は排 気能力を算定し	給気機又は排気機の給気又は 排気能力及びその算出方法
		太能力を昇止し た際の計算書	換気経路の全圧力損失(直管 部損失、局部損失、諸機器そ の他における圧力損失の合計 をいう。)及びその算出方法			た際の計算書	換気経路の全圧力損失(直管 部損失、局部損失、諸機器そ の他における圧力損失の合計 をいう。)及びその算出方法
(3)	法第31条第1項の規 定が適用される便所	配置図	排水ます及び公共下水道の位 置	(3)	法第31条第1項の規 定が適用される便所	配置図	排水ます及び公共下水道の位 置
(4)	法第31条第2項の規 定が適用される屎尿 浄化槽又は合併処	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽 からの放流水の放流先又は放 流方法	(4)	定が適用される屎尿 浄化槽又は合併処	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽 からの放流水の放流先又は放 流方法
	理浄化槽(以下この 項において「浄化槽」	浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能		理浄化槽(以下この 項において「浄化	浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能
	という。)		浄化槽の処理対象人員及びそ の算出方法		槽」という。)		浄化槽の処理対象人員及びそ の算出方法
			浄化槽の処理方式				浄化槽の処理方式
			浄化槽の各槽の有効容量				浄化槽の各槽の有効容量
		浄化槽の構造詳 細図	浄化槽の構造			浄化槽の構造詳 細図	浄化槽の構造
(5)	法第32条の規定が適 用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種 類及び位置	(5)	法第32条の規定が 適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種 類及び位置
			非常用の照明装置及び予備電 源を有する照明設備の位置				非常用の照明装置及び予備電 源を有する照明設備の位置
		電気設備の構造	受電設備の電気配線の状況			電気設備の構造	受電設備の電気配線の状況
		詳細図	常用の電源及び予備電源の種 類及び構造			詳細図	常用の電源及び予備電源の種 類及び構造
			予備電源に係る負荷機器の電 気配線の状況				予備電源に係る負荷機器の電 気配線の状況
			削除				予備電源の容量及びその算出 方法
			ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造				ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造
		予備電源の容量 を算出した際の 計算書	<u>予備電源の容量及びその算出</u> <u>方法</u>				

			新					旧	
(6)	法第33条の		付近見取図	建築物の周囲の状況	(6)		の規定が	付近見取図	建築物の周囲の状況
	用される避	雷設備	2面以上の立面 図	建築物の高さが20メートルを超 える部分		適用される	5避雷設備	2面以上の立面 図	建築物の高さが20メートルを超 える部分
				雷撃から保護される範囲					雷撃から保護される範囲
				受雷部システムの配置					受雷部システムの配置
			小屋伏図	受雷部システムの配置				小屋伏図	受雷部システムの配置
			避雷設備の構造 詳細図	雨水等により腐食のおそれの ある避雷設備の部分				避雷設備の構造 詳細図	雨水等により腐食のおそれの ある避雷設備の部分
				日本工業規格A4201-1992又 は日本工業規格A4201-2003 の別					日本工業規格A4201-1992又 は日本工業規格A4201-2003 の別
				受電部システム及び引下げ導 線の位置及び構造					受電部システム及び引下げ導 線の位置及び構造
				接地極の位置及び構造					接地極の位置及び構造
			避雷設備の使用 材料表	腐食しにくい材料を用い、又は 有効な腐食防止のための措置 を講じた避雷設備の部分				避雷設備の使用 材料表	腐食しにくい材料を用い、又は 有効な腐食防止のための措置 を講じた避雷設備の部分
(7)	法第34条9		各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開 口部の位置	(7)	定が適用	第1項の規 される昇降	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開 口部の位置
	機		昇降機の構造詳 細図	昇降機の昇降路の周壁及び開 口部の構造		機		昇降機の構造詳 細図	昇降機の昇降路の周壁及び開 口部の構造
(8)	法第34条 定が適用さ 用の昇降機	される非常	各階平面図	非常用の昇降機の位置	(8)	法第34条第2項の規 定が適用される非常 用の昇降機		各階平面図	非常用の昇降機の位置
(9)	法第35条 の規定が 適用され る建築設 備		排煙設備の構造 詳細図	令第123条第3項第一号に規定 する排煙設備の構造方法	(9)	法条定用を 備	第2節の 規定が適 用される	排煙設備の構造 詳細図	令第123条第3項第一号に規定 する排煙設備の構造方法
		令第5章 第3節の 規定が 適用せされ る排煙設 備	各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分 令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置			令第5章 第3節の 規定が適る 用される 排煙 備	各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分 令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置
				防火区画及び令第126条の2第 1項に規定する防煙壁による区 画の位置					防火区画及び令第126条の2第 1項に規定する防煙壁による区 画の位置
				排煙口の位置					排煙口の位置
				排煙風道の配置					排煙風道の配置
				排煙口に設ける手動開放装置 の使用方法を表示する位置					排煙口に設ける手動開放装置 の使用方法を表示する位置
				排煙口の開口面積又は排煙機 の位置					排煙口の開口面積又は排煙機 の位置
				法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置					法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置
				予備電源の位置					予備電源の位置

	新						旧	
		不燃性ガス消火設備又は粉末 消火設備の位置						不燃性ガス消火設備又は粉末 消火設備の位置
		給気口を設けた付室(以下「給 気室」という。)及び直通階段の 位置						給気口を設けた付室(以下「給 気室」という。)及び直通階段の 位置
		給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部 (排煙口を除く。)に設ける戸の 構造						給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部 (排煙口を除く。)に設ける戸の 構造
	床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第 1項に規定する防煙壁による区 画の面積の求積に必要な建築 物の各部分の寸法及び算式					床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第 1項に規定する防煙壁による区 画の面積の求積に必要な建築 物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の断面 図	排煙口に設ける手動開放装置 の位置					2面以上の断面 図	排煙口に設ける手動開放装置 の位置
		排煙口及び当該排煙口に係る 防煙区画部分に設けられた防 煙壁の位置						排煙口及び当該排煙口に係る 防煙区画部分に設けられた防 煙壁の位置
		給気口の位置						給気口の位置
		給気口の開口面積及び給気室 の開口部の開口面積						給気口の開口面積及び給気室 の開口部の開口面積
	使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に 面する部分の仕上げに用いる 建築材料の種別					使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に 面する部分の仕上げに用いる 建築材料の種別
	排煙設備の構造	排煙口の構造				排煙設備の構造	排煙口の構造	
	詳細図	排煙口に設ける手動開放装置 の使用方法					詳細図	排煙口に設ける手動開放装置 の使用方法
		排煙風道の構造						排煙風道の構造
		排煙設備の電気配線に用いる 配線の種別						排煙設備の電気配線に用いる 配線の種別
		給気室の構造						給気室の構造
		排煙機の空気を排出する能力 及びその算出方法					排煙機の空気を 排出する能力を 算出した際の計 算書	
	排煙設備の使用 材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別					排煙設備の使用 材料表	排煙設備の給気口の風道に用 いる材料の種別
令第5章	各階平面図	照明 <u>装置の位置及び構造</u>				令第5章	各階平面図	照明 <u>器具の配置</u>
第4節の 規 定 が 適用され る非常用		非常用の照明装置によつて、 床面において1ルクス以上の照 度を確保することができる範囲				第4節の 規定が 適用され る非常用		非常用の照明装置によつて、 床面において1ルクス以上の照 度を確保することができる範囲
の照明装置		<u>削除</u>				の 照 明 装置		予備電源の位置
AX IE.	<u>削除</u>	<u>削除</u>				-	非常用の照明装 置の構造詳細図	照明器具の構造
令第5章	非常用の照明設	照度				令第5章	非常用の照明設	照度
第6節の 規 定 が	備の構造詳細図	照明設備の構造				第6節の規定が	備の構造詳細図	照明設備の構造
適用される非常用		照明器具の位置及び材料の種 別	-			適用され る非常用 の 照 明		照明器具の位置及び材料の種 別
の照明設備、排	非常用の排煙設	地下道の床面積				設備、排	非常用の排煙設	地下道の床面積
煙 設 備 及 び 排	備の構造詳細図	垂れ壁の材料の種別				煙設備 及び排	備の構造詳細図	垂れ壁の材料の種別
水設備		排煙設備の構造、配置及び材料の種別				水設備		排煙設備の構造、配置及び材料の種別

			新					旧	
				排煙口の手動開放装置の構造 及び位置					排煙口の手動開放装置の構造 及び位置
			地下道の床面積	排煙機の能力 床面積の求積に必要な地下道				地下道の床面積	排煙機の能力 床面積の求積に必要な地下道
				の各部分の寸法及び算式 排水設備の構造及び材料の種				求積図	の各部分の寸法及び算式 排水設備の構造及び材料の種
			備の構造詳細図	排水設備の能力				備の構造詳細図	排水設備の能力
(10)	法第36条 の規定が 適用され る建築設 備	令第129 条の2の4 第二号に 関する規 定が適用 される昇 降機以外 の建築設 備	構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造 方法	(10)	法第36条のが利適 のがれる 乗 備	令第129 条の2の4 第二号に 関する規 定が適用 される昇 降機以外 の建築設 備	構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造 方法
		令 第 28 条から第	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の 位置			令 第 28 条から第	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の 位置
		31 条 ま で、第33 条 及 び 第34条に 関する規	各階平面図	便所に設ける採光及び換気の ため直接外気に接する窓の位 置又は当該窓に代わる設備の 位置及び構造			31 条 ま で、第33 条 及 び 第34条に 関する規	各階平面図	便所に設ける採光及び換気の ため直接外気に接する窓の位 置又は当該窓に代わる設備の 位置及び構造
		定が適用 される便 所	便所の構造詳細 図	屎尿に接するくみ取便所の部 分			定が適用 される便 所	便所の構造詳細 図	屎尿に接するくみ取便所の部 分
		121		削除			1791		便槽の構造
				⟨み取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造					便器及び小便器から便槽まで の汚水管の構造
				水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口 部の構造					水洗便所以外の大便所に設け る窓その他換気のための開口 部の構造
				便槽の種類及び構造					便槽の種類及び構造
				改良便槽の貯留槽に設ける掃 除するための穴の位置及び構 造					改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造
				くみ取便所に講じる防水モルタ ル塗その他これに類する防水の 措置					くみ取便所に講じる防水モルタ ル塗その他これに類する防水 の措置
				くみ取便所のくみ取口の位置 及び構造					くみ取便所のくみ取口の位置 及び構造
			便所の断面図	改良便槽の貯留槽の構造				便所の断面図	改良便槽の貯留槽の構造
				汚水の温度の低下を防止する ための措置					汚水の温度の低下を防止する ための措置
			便所の使用材料 表	便器及び小便器から便槽まで の汚水管に用いる材料の種別				便所の使用材料 表	便器及び小便器から便槽まで の汚水管に用いる材料の種別
				耐水材料で造り、防水モルタル 塗その他これに類する有効な 防水の措置を講じる便槽の部 分					耐水材料で造り、防水モルタル 塗その他これに類する有効な 防水の措置を講じる便槽の部 分
			井戸の断面図	令第34条ただし書の適用に係 る井戸の構造				井戸の断面図	令第34条ただし書の適用に係 る井戸の構造
			井戸の使用材料表	令第34条ただし書の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分				井戸の使用材料表	令第34条ただし書の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分

新				旧				
令第115	各階平面図	煙突の位置及び構造		令第115	各階平面図	煙突の位置及び構造		
条の規定が適用される煙突	9 エロ トの ナエ	煙突の位置及び高さ		条の規定 が適用さ れる煙突	2面以上の立面 図	煙突の位置及び高さ		
	2面以上の断面 図	煙突の位置及び構造			2面以上の断面 図	煙突の位置及び構造		
令第129 条の2の5		建築物の外部の給水タンク等 の位置		令第129 条の2の5	配置図	建築物の外部の給水タンク等 の位置		
の規定が 適用され		配管設備の種別及び配置		の規定が適用され		配管設備の種別及び配置		
る配管設備		給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)から くみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)		る配管設備		給水タンク及び貯水タンク(以下 「給水タンク等」という。)並びに くみ取便所の便槽、浄化槽、排 水管(給水タンク等の水抜管又 はオーバーフロー管に接続する 管を除く。)、ガソリンタンクその 他衛生上有害な物の貯留槽又 は処理に供する施設までの水 平距離(給水タンク等の底が地 盤面下にある場合に限る。)		
	各階平面図	配管設備の種別及び配置			各階平面図	配管設備の種別及び配置		
		給水管、配電管その他の管が 防火区画等を貫通する部分の 位置及び構造				給水管、配電管その他の管が 防火区画等を貫通する部分の 位置及び構造		
		給水タンク等の位置及び構造				給水タンク等の位置及び構造		
		建築物の内部、屋上又は最下 階の床下に設ける給水タンク等 の周辺の状況				建築物の内部、屋上又は最下 階の床下に設ける給水タンク等 の周辺の状況		
		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置				ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置		
	2面以上の断面 図	給水管、配電管その他の管が 防火区画等を貫通する部分の 構造			2面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が 防火区画等を貫通する部分の 構造		
		給水タンク等の位置及び構造				給水タンク等の位置及び構造		
	配管設備の仕様	建築物の内部、屋上又は最下 階の床下に設ける給水タンク等 の周辺の状況				建築物の内部、屋上又は最下 階の床下に設ける給水タンク等 の周辺の状況		
		ガス漏れ警報設備を設けた場合にあっては、当該設備及び ガス栓の位置				ガス栓及びガス漏れ警報設備 <u>の</u> 位置		
		び当該部分の材料に応じ腐食			配管設備の構造詳細図	配管設備の構造腐食するおそれのある部分及		
		防止のために講じた措置 圧力タンク及び給湯設備に設 ける安全装置の種別				び当該部分の材料に応じ腐食 防止のために講じた措置		
		水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料				正力タンク及び給湯設備の安 全装置の構造 水槽、流しその他水を入れ、又		
		水の配管設備の水栓の開口部 に講じた水の逆流防止のため の措置				は受ける設備に給水する飲料 水の配管設備の水栓の開口部 の構造		
		給水管の凍結による破壊のお それのある部分及び当該部分 に講じた防凍のための措置				給水管の凍結による破壊のお それのある部分及び当該部分 に講じた防凍のための措置		
		金属製の給水タンク等に講じた さび止めのための措置 給水管に講じたウォーターハン				金属製の給水タンク及び貯水 タンクに講じたさび止めのため の措置		
		マー防止のための措置				排水のための配答設備の交易		

新			旧				
ガス栓の金属管等への接合方					及びその算定方法並びに傾斜		
		<u> 送</u> ガスが過流出した場合に自動				配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置	
		的にガスの流出を停止すること ができる機構の種別				配管設備の覆いの有無	
		排水トラップの深さ及び汚水に 含まれる汚物等が付着又は沈 殿しない措置				飲料水の配管設備に設ける活 性炭等の濾材その他これに類 するものを内蔵した装置の位置 及び構造	
	配管設備の構造 詳細図	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置				総水管に講じたウォーターハン マー防止のための措置	
		及び構造 給水タンク等の構造				給水タンク等 <u>に設けるマンホー</u> ルの位置及び構造	
		があることを 排水槽の構造				給水タンク等(圧力タンクを除	
		阻集器の位置及び構造				く。) に設けるオーバーフロー 管の位置及び構造	
		ガス漏れ警報設備の構造				オーバーフロー管から水が逆 流するおそれがある場所に設	
						置する給水タンク等の場合は、 浸水を容易に覚知することがで きるよう講じた措置	
						給水タンク等(圧力タンクを除 く。)の設ける通気のための装 置の位置及び構造又は給水タ ンク等(圧力タンクを除く。)の 容量	
						排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。)の構造	
						#水トラップ及び 阻集器の位置 及び構造	
						ガス栓及び ガス漏れ警報設備 の構造	
	配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構 造			配管設備の系統 図	配管設備の種類、配置及び構造	
		配管設備の末端の連結先				配管設備の末端の連結先	
		給水管、配電管その他の管が 防火区画等を貫通する部分の 位置				給水管、配電管その他の管が 防火区画等を貫通する部分の 位置	
		給水管の止水弁の位置				給水管の止水弁の位置	
		排水トラップ、通気管等の位置				排水トラップ、 <u>阻集器及び</u> 通気 管の位置	
	排水のための配 管設備の容量及 び傾斜を算出し た際の計算書						
	配管設備の使用 材料表	配管設備に用いる材料の種別			配管設備の使用 材料表	配管設備に用いる材料の種別	
	風道の構造詳細	風道の構造			風道の構造詳細	風道の構造	
	図	防火設備及び特定防火設備の 位置			X	防火設備及び特定防火設備の 位置	
令第129条 の2の6の	各階平面図	給気口又は給気機の位置		令第129条 の2の6の	各階平面図	給気口又は給気機の位置	
規定が適 用される		排気口若しくは排気機又は排 気筒の位置		規定が適 用される		排気口若しくは排気機又は排 気筒の位置	
換気設備	2面以上の断面	給気口又は給気機の位置		換気設備	2面以上の断面	給気口又は給気機の位置	

新				旧				
	図	排気口若しくは排気機又は排 気筒の位置					図	排気口若しくは排気機又は排 気筒の位置
	換気設備の構造 詳細図	排気筒の立上り部分及び頂部 の構造					換気設備の構造 詳細図	排気筒の立上り部分及び頂部 の構造
		給気機の外気取り入れ口、給 気口及び排気口並びに排気筒 の頂部に設ける雨水又はねず み、虫、ほこりその他衛生上有 害なものを防ぐための設備の 構造				給気機の外気取り入れ口、給 気口及び排気口並びに排気筒 の頂部に設ける雨水又はねず み、虫、ほこりその他衛生上有 害なものを防ぐための設備の 構造		
		直接外気に開放された給気ロ 又は排気口に設ける換気扇の 換気能力を外気の流れによっ て著しく低下させないための構 造		直接外気に開放された給気ロ 又は排気口に設ける換気扇の 構造				
		中央管理方式の空気調和設備 の空気浄化装置に設ける濾過 材、フィルターその他これらに 類するものの構造						中央管理方式の空気調和設備 の空気浄化装置に設ける濾過 材、フィルターその他これらに 類するものの構造
	中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気気能力を第出した際の計算書	中央管理方式の空気調和設備 の給気機又は排気機の給気又 は排気能力及びその算出方法				中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気をから発見した際の計算書	中央管理方式の空気調和設備 の給気機又は排気機の給気又 は排気能力及びその算出方法	
		換気経路の全圧力損失(直管 部損失、局部損失、諸機器そ の他における圧力損失の合計 をいう。)及びその算出方法					換気経路の全圧力損失(直管 部損失、局部損失、諸機器そ の他における圧力損失の合計 をいう。) 及びその算出方法	
	換気設備の使用 材料表	風道に用いる材料の種別					換気設備の使用 材料表	風道に用いる材料の種別
令第129 条の2の7	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の 部分までの距離				令第129 条の2の7 の規定が 適用され る冷却塔	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の 部分までの距離
の規定が適用される冷却塔設備	2面以上の断面 図	冷却塔設備から建築物の他の 部分までの距離					2面以上の断面 図	冷却塔設備から建築物の他の 部分までの距離
	冷却塔設備の仕 様書	冷却塔設備の容量				設備	冷却塔設備の仕 様書	冷却塔設備の容量
	冷却塔設備の使 用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用 いる材料の種別					冷却塔設備の使 用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用 いる材料の種別

〇 平成19年 国土交通省告示第835号 確認審査等に関する指針

新

平成19年6月20日国土交通省告示第835号

確認審査等に関する指針

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

平成19年6月20日 国土交通省告示第835号 改正 平成21年5月20日 国土交通省告示第547号 確認審査等に関する指針

第1 確認審査に関する指針

建築基準法(以下「法」という。)第6条第4項及び法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する審査並びに法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認のための審査(以下「確認審査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3、第2条の2又は第3条(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通(法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下単に「構造計算適合性判定」という。)を要する場合にあっては、副本2通)並びにこれらに添えた図書及び書類(第5項第三号において「申請書等」という。)の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
- 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法(昭和25年法律第 202号) 第3条第1項(同条第2項の規定により適用される 場合を含む。以下同じ。)、第3条の2第1項(同条第2項 において準用する同法第3条第2項の規定により適用され る場合を含む。以下同じ。) 若しくは第3条の3第1項(同 条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により 適用される場合を含む。以下同じ。) に規定する建築物又は 同法第3条の2第3項(同法第3条の3第2項において読み 替えて準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に基づく条 例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第 二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様 式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十 二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工 事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項 若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3 条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である ことを確かめること。
- **二の二** 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の 規定の適用を受ける場合にあっては、構造設計一級建築士に よる構造設計によるものであること又は当該建築物が構造 関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した 構造設計によるものであることを確かめること。
- 二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の3の

平成19年6月20日国土交通省告示第835号

確認審査等に関する指針

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

旧

平成19年6月20日 国土交通省告示第835号 改正 平成21年5月20日 国土交通省告示第547号 確認審査等に関する指針

第1 確認審査に関する指針

建築基準法(以下「法」という。)第6条第4項及び法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する審査並びに法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認のための審査(以下「確認審査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請書の提出又は法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
- 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3、第2条の2又は第3条(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通(法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下単に「構造計算適合性判定」という。)を要する場合にあっては、副本2通)並びにこれらに添えた図書及び書類(第5項第三号において「申請書等」という。)の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
- 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法(昭和25年法律第 202号) 第3条第1項(同条第2項の規定により適用される 場合を含む。以下同じ。)、第3条の2第1項(同条第2項 において準用する同法第3条第2項の規定により適用され る場合を含む。以下同じ。) 若しくは第3条の3第1項(同 条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により 適用される場合を含む。以下同じ。) に規定する建築物又は 同法第3条の2第3項(同法第3条の3第2項において読み 替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく条 例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第 二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様 式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十 二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工 事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項 若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3 条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である ことを確かめること。
- **二の二** 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の 規定の適用を受ける場合にあっては、構造設計一級建築士に よる構造設計によるものであること又は当該建築物が構造 関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した 構造設計によるものであることを確かめること。
- 二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の3の

規定の適用を受ける場合にあっては、設備設計一級建築士による設備設計によるものであること又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることを確かめること。

新

- 三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の 設計者の記名及び押印があることを確かめること。
- 四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物(以下第 1において「申請等に係る建築物等」という。)が、次のイ 又は口に掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあ っては、それぞれ当該イ又は口に掲げる書類が添えられてい ることを確かめること。
 - イ 法第68条の10第1項(法第88条第1項において準用する 場合を含む。)の認定を受けた型式(以下「認定型式」と いう。)に適合する部分を有するものとする建築物、建築 設備又は工作物 認定型式の認定書の写し
 - ロ 法第68条の20第1項(法第88条第1項において準用する 場合を含む。)に規定する認証型式部材等(以下単に「認 証型式部材等」という。)を有するものとする建築物、建 築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し
- 五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合(建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)にあっては、次に定めるところによること。
 - イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書(以下単に「証明書」という。)の写しが添えられていることを確かめること。
 - ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表 三の各項(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条 の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する<mark>構 造計算書</mark>(以下単に「<u>構造計算書</u>」という。)に構造計算 の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画 が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判 断すること。
- 六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定 の適用を受ける場合にあっては、構造計算書に構造計算の種 類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造 計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断するこ
- 3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項(法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合するかどうかの審査(法第20条第一号から第三号までに定める基準(同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査(次項において「構造計算の確認審査」という。)を除く。)は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項の(ろ)欄(これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項につ

規定の適用を受ける場合にあっては、設備設計一級建築士に よる設備設計によるものであること又は当該建築物が設備 関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した 設備設計によるものであることを確かめること。

旧

- 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の 設計者の記名及び押印があることを確かめること。
- 四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物(以下第1において「申請等に係る建築物等」という。)が、次のイ 又は口に掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、それぞれ当該イ又は口に掲げる書類が添えられていることを確かめること。
 - イ 法第68条の10第1項(法第88条第1項において準用する 場合を含む。)の認定を受けた型式(以下「認定型式」と いう。)に適合する部分を有するものとする建築物、建築 設備又は工作物 認定型式の認定書の写し
 - ロ 法第68条の20第1項(法第88条第1項において準用する 場合を含む。)に規定する認証型式部材等(以下単に「認 証型式部材等」という。)を有するものとする建築物、建 築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し
- 五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合(建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)にあっては、次に定めるところによること。
 - イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書(以下単に「証明書」という。)の写しが添えられていることを確かめること
 - ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表三の各項(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する構造計算概要書(以下単に「構造計算概要書」という。)に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。
- 六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定 の適用を受ける場合にあっては、構造計算概要書に構造計算 の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が 構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断す ること。
- 3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項(法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合するかどうかの審査(法第20条第一号から第三号までに定める基準(同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査(次項において「構造計算の確認審査」という。)を除く。)は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項の(ろ)欄(これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項につ

旧

- いては、この限りでない。
- 記定型式の認定書の写しが添えられたものにあっては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。
- 三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものに あっては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が 当該認証型式部材等製造者により製造されるものであるこ とを確かめること。
- 四 法第68条の26第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあっては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。
- 五 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項(これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。)の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあっては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。
- 六 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあっては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。
- 七 法第93条第4項に規定する場合以外の場合にあっては、同 条第1項本文の規定により申請に係る建築物の工事施工地 又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村に あっては、市町村長。)又は消防署長の同意を得ること。
- 八 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、第43条第2項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項(法第88条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項(これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第6項又は第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。
- **4** 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第20条に適合していることを確かめること。
 - 二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。
 - 三 次のイから二までに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定めるところにより審査を行うこと。

- いては、この限りでない。
- **二** 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあっては、当 該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定 型式に適合していることを確かめること。
- 三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものに あっては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が 当該認証型式部材等製造者により製造されるものであるこ とを確かめること。
- 四 法第68条の26第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあっては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。
- 五 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項(これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。)の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあっては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。
- 六 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあっては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。
- 七 法第93条<u>第1項ただし書</u>に規定する場合以外の場合にあっては、同項本文の規定により申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。)又は消防署長の同意を得ること。
- 八 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、第43条第2項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項(法第88条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項(これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第6項又は第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。
- 4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第20条に適合していることを確かめること。
- 二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめることを要しない。
- 三 次のイから二までに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定めるところにより審査を行うこと。

- イ 法第20条第一号の規定に基づき建築基準法施行令(昭和 25年政令第338号。以下「令」という。)第81条第1項に 規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建 築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に 係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によ るものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書 又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合 していることを確かめること。
- ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定 する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法 によるもの 次に定めるところにより行うこと。
 - (1) 第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、施行規則第2条第2項第2号(施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する書類を添えること。
 - (2) 第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若 しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規 定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書 (以下「判定結果通知書」という。)の交付を受ける前 においては、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、 同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる 審査すべき事項について審査すること。
 - (3) 定結果通知書の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。
 - (i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。
 - (ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に 掲げる判定すべき事項について審査すること。この場 合において、第2第4項第三号の規定により判定結果 通知書に記載された構造計算適合性判定における所 見について確かめること。
- ハ 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81 条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロ に定めるところにより行うこと。この場合において、国土 交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認 定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(は)欄に掲げ る審査すべき事項及び同表(に)欄に掲げる判定すべき事 項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり 国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべ き事項及び判定すべき事項については、その審査を省略す ることができるものとする。
- 二 法第20条第三号イの規定に基づき令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。ただし、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあっては、申請又は通知に

- イ 法第20条第一号の規定に基づき建築基準法施行令(昭和 25年政令第338号。以下「令」という。)第81条第1項に 規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に 係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書 又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。
- ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定 する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法 によるもの 次に定めるところにより行うこと。
- (1) 第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4 項の規定により構造計算適合性判定を求める前におい ては、次に定めるところによること。
 - (i) 別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ) 欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査す べき事項について審査すること。
 - (ii) (i) の場合において、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合にあっては、施行規則第2条第2項第2号(施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。) に規定する書類を添えて構造計算適合性判定を求めること。
- (2) 第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若 しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規 定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書 (以下「判定結果通知書」という。) の交付を受けた後 においては、次に定めるところによること。
 - (i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。
 - (ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に 掲げる判定すべき事項について審査すること。この場 合において、第2第4項第三号の規定により判定結果 通知書に記載された構造計算適合性判定における所 見について確かめること。
- ハ 法第20条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81 条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロ に定めるところにより行うこと。この場合において、国土 交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認 定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(は)欄に掲げ る審査すべき事項及び同表(に)欄に掲げる判定すべき事 項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり 国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべ き事項及び判定すべき事項については、その審査を省略す ることができるものとする。
- 二 法第20条第三号イの規定に基づき令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 中(1)(i)に定めるところにより行うこと。ただし、施行規則第1条の3第1項第一号中(2)(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあっては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確

係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築 物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該 認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書に より審査すること。

- 5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を 確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
 - 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において「申請者等」という。)に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。
 - 二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
 - 三 前3項の審査又は第2第4項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であって、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又は口に定めるところによることとし、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
 - イ 申請書等に不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測される程度のものに限る。)がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者 等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明す るための書類(以下この号において「追加説明書」という。) の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明 書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部 として前3項の規定による審査を行うこと。 かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した 構造計算の計算書により審査すること。

- 5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を 確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
- 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において「申請者等」という。)に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。
- 二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
- 三 前3項の審査又は第2第4項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、法第6条第13項、法第6条の2第9項又は法第18条第12項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書(以下この号において「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」という。)を交付すること。この場合において、次のイ又は口に掲げる場合に該当するときは、当該イ及び口の区分に応じ、それぞれ当該イ及び口に定めるところによるものとする。
 - イ 申請書等に<mark>軽微な</mark>不備(<u>誤記、記載漏れその他これらに 類するもので、</u>申請者等が記載しようとした事項が<u>容易に</u> 推測される<u>程度の</u>もの<u>をいう。</u>)がある場合 <u>適合するか</u> どうかを決定できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる <u>事項を記載するとともに、</u>申請者等に対して相当の期限を 定めて申請書等の補正を求めること。この場合において、 補正が行われたときは、補正された申請書等について前三 項の規定による審査を行うこと。
 - (i) 当該軽微な不備について補正を求める旨
 - (ii) 補正の期限
 - (iii) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日までの日数は、法第6条第4項、法第6条第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨
 - ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 <u>適合するかどうかを決定できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、</u>申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類(以下この号において「追加説明書」という。)の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。
 - (i) 当該不明確な点について追加説明書の提出を求め スト
 - (ii) 追加説明書の提出に当たって申請書等の差替え又 は訂正はすることができない旨

新	旧
四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等 に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認 審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。	(iii) 追加説明書の提出期限 (iv) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日までの日数は、法第6条第4項、第8項、第9項及び第12項、法第6条の2第5項及び第6項並びに法第18条第7項、第8項及び第11項に規定する期間に含まれない旨四確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。
	第2 構造計算適合性判定に関する指針 変更なし
	第3 完了検査に関する指針 変更なし
	第4 中間検査に関する指針 変更なし
	別表 変更なし

建築確認手続き等の運用改善マニュアル「小規模建築物用(木造住宅等)」

平成22年3月 第1版発行

発 行 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目2番 19 号 アドレスビル5階 電話(03)3560-2882/ FAX (03)3560-2878

印 刷 (株)第一印刷所 東京本部

※本書の一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。

